ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）

入　札　説　明　書

１　入札等実施要領
２　競争参加資格等
３　入札心得書
４　使用印鑑届（様式）
５　委任状（様式）
６　入札書及び封筒（様式）
７　単価契約書（案）
８　仕様書
９　提出書類一覧

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　住宅経営部
西埼玉住宅管理センター

1　入札等実施要領

1　分任契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部　住宅経営部

西埼玉住宅管理センター

所長　　吉原　護

2　業務概要

(1)　実施団地概要

8　仕様書による

(2)　業務概要

ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）

(3)　履行期間

平成 28 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

3　競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間:平成 28 年 7 月 4 日(月)から平成 28 年 7 月 15 日(金)午後 5 時までの土曜日、日曜日、休日及び祝日を除く毎日

② 受付時間：10 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時の間は除く）

③ 提出場所：〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目 2 番 27-301 号

ココネ上福岡二番館 3F

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部

西埼玉住宅管理センター管理課

電話 049-263-2111＜アナウンスが流れましたら、４番を押してください＞

④　提出方法:持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は予め来所日時を連絡の上、持参することとし、郵送による場合は封筒の表に「競争参加資格確認申請書在中」と朱書したうえで、書類郵便で同日同時刻必着とする。

4　競争参加資格確認申請書

次の①から④までの申請書類等を上記３により提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。ただし、再公募となった場合は、返却する。

①　競争参加資格確認申請書（様式１）

②　会社概要書（様式２）

③　浄化槽法第 35 条に規定される浄化槽清掃業許可通知の写し（埼玉県坂戸市からの許可証のみ）

④　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条に規定される一般廃棄物処理業の許可通知の写し

5　本説明書に係る質問事項の受付及び回答

(1)　本説明書に対して質問がある場合においては、次のとおり、書面（様式は任意）により提出すること。

①　受付期間：平成 28 年 7 月 5 日(火)から平成 28 年 7 月 15 日(金)まで

②　受付時間、受付場所及び提出方法：上記３②、③及び④と同じとする。

(2)　上記５(1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間：平成 28 年 7 月 20 日(水)から平成 28 年 8 月 4 日(木)まで

②　閲覧時間及び閲覧場所：上記３②、③と同じ。

6　入札手続き等

(1)　競争参加資格の確認通知等

①　競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、当機構で審査を行い、本入札に参加する資格を有するか確認し、平成 28 年 7 月 20 日(水)までにその旨を通知する。ただし、競争参加資格確認申請書提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者は選定しない。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

②　苦情申立て

申請書等を提出した者のうち、上記６（１）①で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、書面により、当機構に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当機構は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日は含まない）に書面により回答する。

(2)　入札手続き及び落札者の決定

①　入札書の提出期限及び場所　平成 28 年 8 月 4 日(木)17 時 00 分

（郵送の場合書留郵便とし、同日同時刻必着のこと。）

〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目 2 番 27-301 号　ココネ上福岡二番館 3F

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部

西埼玉住宅管理センター管理課

電話 049-263-2111＜アナウンスが流れましたら、４番を押してください＞

②　開札の日時及び場所

平成28年8月5日(金)11時00分

〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目２番27-301号　ココネ上福岡二番館３F
独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部
西埼玉住宅管理センター　会議室

③　落札者の決定

入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札金額の最も低い者を落札者とする。

④　再公募について

当該業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

⑤　その他

仕様書に示した平成27年汚泥引出等実績を余剰汚泥運搬処理の予定数量とする。入札金額は予定数量に立米当たり単価を乗じた額とし、一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札された立米当たりの単価を契約単価とする。

7　その他の手続き等

(1)　業務請負契約等の締結等

上記６(2)③により落札者として決定されたときは、速やかに当機構との間に業務請負契約（7　単価契約書（案）参照）を締結する。

(2)　業務の引継ぎ等について

業務の開始時及び契約の終了時においては、次のとおり業務の引継ぎ等を実施するものとし、当該業務引継等に要する費用については、受注者が負担すること。

①　業務の開始時

上記７(1)の契約締結後、平成28年８月31日（水）までの間に、当機構が指定する現在の業務受注者から業務の引継を受けること。なお、必要に応じて当機構が業務説明を行う場合がある。

②　契約の終了時

契約の終了にあたっては、当機構が指定する新たな業務受注者への業務引継ぎを実施するものとする。

(3)　その他

①　入札保証金及び契約保証金は免除とする。

②　契約に当たっては、契約書を作成するものとする。

③　手続における交渉は無とする。

(4)　公示から業務開始までのスケジュール

平成 28 年 7 月 4 日(月)　　競争参加資格確認申請書受付（～7 月 15 日（金））
質問書受付（～7 月 15 日（金））
入札説明書交付（～7 月 15 日（金））
平成 28 年 7 月 20 日(水)　　競争参加資格の確認通知
平成 28 年 8 月 4 日(木)　　入札書の提出期限
平成 28 年 8 月 5 日(金)　　開札、業務受注者の決定
平成 28 年 8 月 26 日(金)（予定）　業務請負契約締結
平成 28 年 8 月 26 日(金)（予定）　業務説明、引継ぎ等開始
平成 28 年 9 月 1 日(木)　　業務開始

８　契約に係る情報公表の拡大について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに準じ、以下のとおり、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力がない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1)　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 機構との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2)　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構ＯＢ）の人数、職名及び機構における最終職名

② 機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3)　機構に提供する情報

①契約締結日時点で在職している機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4)　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上

2　競争参加資格等

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者

ロ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

ハ　申請書等提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている期間中の者

ニ　会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続きをしている者

ホ　不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受注者として適当でないと当機構が認める者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　申請書等の提出期限までに、平成27・28年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

なお、競争参加資格の認定を有しない者も申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目5－1　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部経理チーム　電話03-5323-2565
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時40分まで。
ただし12時から13時までを除く。）

ロ　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条に規定される浄化槽清掃業許可（埼玉県坂戸市から受けた許可のみ）を受けた者であること。

ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第7条に規定される一般廃棄物処理業の許可を受けた者であること。

2　競争参加者に求められる義務

(1)　競争参加者は、上記1（2）のイ及びロ・ハによる必要な証明書等（競争参加資格認定通知書及び許可証等の写し）を提出期限までに提出しなければならない。

(2)　提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを入札対象とする。

3　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当機構に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。

(5)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記１の資格のない者は、落札対象者としない。

以　上

３　入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する「ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）」の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書、内訳書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書は、入札説明書に示した期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札書には、総価を記載するものとする。なお根拠資料として、入札説明書に示す内訳書を作成し、入札書とともに封入すること。

８　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

９　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２ 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三　入札金額の記載を訂正したとき

四　入札書の金額と内訳書の金額が一致しないとき

五　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき

六　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき

七　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八　明らかに連合によると認められるとき
九　第２条第第９項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
十　前各号に掲げる場合のほか、当機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

（開札等）

第７条　開札は、当機構が通知した場所及び日時に入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第８条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為又は不正若しくは不誠実等の行為をした者
三　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
四　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
五　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
六　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
八　不誠実な入札をなしたと認められた者

（契約書の提出）

第12条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出しなければならない。た

だし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第13条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
一　代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成　年　月　日

住所
商号又は名称
代表者　　印

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
　所長　吉原　護　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印または使用印　　実印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成　年　月　日 ← 提出日

住所
商号又は名称
代表者　　印

実印

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
　所長　吉原　護　殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る当機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

5　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部西埼玉住宅管理センターの発注する「ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
　所長　吉原　護　殿

6　入札書・内訳書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也（税抜）

※内訳書の（C）に記載した金額を記載してください

※内訳書を添付してください

上記金額の根拠は内訳書のとおり

ただし、ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）入札説明書を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
所長　吉原　護　殿

内訳書

ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）

（A） 汚泥引出運搬処理 予定数量（立米）	（B） １立米当たりの単価	（C） 金額（税抜）
1,300 立米	円	A×B 円

※この内訳書を入札書に同封すること。

※　単価は円単位とする。

※　予定数量は、当該業務を実施する各団地の入居状況や当機構の事業の上の理由により変動するものであり、発注量を約束するものではない。

平成　　年　月　日

住所

商号または名称　　印

（封筒見本）

表

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
所長　吉原　護　殿

（件名　「ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥
引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）
入札書」

裏

連絡先
※業者番号
印
所在地
会社名
印
担当者氏　名
印

委任している場合は、代理人の氏名又及び印

7　単価契約書（案）

単　価　契　約　書（案）

１　役務の名称　　ＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務
（東坂戸団地）
２　契 約 期 間　　平成28年9月1日から平成30年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部西埼玉住宅管理センターと受注者　　は頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　所　　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目２番27-301号
ココネ上福岡3F
氏　名　　独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部
西埼玉住宅管理センター　所 長　　吉 原　　護
印

受注者　　住　所

氏　名

印

（総則）
第１条　発注者は、本役務をこの契約に定める条件で発注し、受注者は、これを履行するものとする。
（権利義務の譲渡等の制限）
第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
（再委託等の制限）
第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限

りではない。

（仕様）

第４条　受注者は、業務仕様書に従い本役務を履行するものとする。

（発注手続）

第５条　発注者は、本役務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき本役務を履行するものとする。

（業務実施体制）

第６条　受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の業務体制等を記載した「実施日程表」を作成し、発注者に提出するものとし、実施体制等の全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

（担当職員等）

第７条　発注者は、業務の実施にあたり、受注者に対して指示、承諾等を行う者（以下「担当職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。

２　発注者は、業務の完了検査を行う者（以下「検査職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。

（業務実施上の注意義務）

第８条　受注者は、業務の実施にあたる者に、業務及び作業に適した制服等を着用させ、腕章、名札等により業務従事者であることを明らかにするものとする。

２　受注者は、業務の実施にあたる者に、身分証明書（顔写真入り）を所持させるものとし、発注者又は団地居住者から提示を求められたときには、これを提示するものとする。

３　受注者は、業務の実施にあたって、住宅等の建築物、樹木等の植栽物及びその他の工作物等の汚損又は破損を防止し、団地居住者等に対する危険を防止するとともに団地居住者等の居住環境を阻害しないよう注意するものとする。

（諸費用）

第９条　受注者は、本役務を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

（業務内容の変更、中止等）

第10条　発注者は、必要がある場合には、業務の内容を一部変更し、若しくは業務を一時中止し、又は業務を打ち切ることができるものとする。

２　前項の作業の内容を一部変更し、若しくは作業を中止し、又は作業を打ち切った場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。その場合の賠償額は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

３　受注者は、天災、地変、火災、天候不良等受注者の責に帰すことができない理由又はその他の正当な理由により期間内に業務を実施することが不可能なときは、遅滞なく発注者に届け出て、発注者の指示を受けるものとする。

（履行期限の延長）

第11条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく本役務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（危険負担）

第12条　本役務の履行に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第13条　受注者は、注文書に基づく本役務の履行後、直ちに業務完了報告書を作成し、検査職員に提出するものとする。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第14条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく本役務の完了の日から１年間当該本役務の瑕疵を補修するものとする。

（請負代金）

第15条　発注者は、第13条第４項の規定により本役務が完了したときは、当該本役務の対価（以下「請負代金」という。）として、別紙１の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第13条第４項の期限内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第16条　賃金、材料等の価格等に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者及び受注者が協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第17条　受注者の責に帰する理由により受注者が履行期限内に注文書に基づく本役務を完了しない場合において、履行期限経過後相当期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第18条　受注者は、発注者がその責に帰する理由により約定期間を超えて請負代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.8パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として、発注者に請求することができる。

（損害賠償義務）

第19条　本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰さない理由による損害については、この限りでない。

（発注者の解除権）

第20条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責に帰する理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に注文書に基づく本役務を完了する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第14条の規定に違反したとき。

三　前条に規定する賠償義務を怠ったとき。

四　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

五　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の

相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第21条　受注者は、前条第１号から第５号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（発注者の都合による解除）

第22条　発注者は、第20条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（相殺）

第23条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第24条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

以　上

添付書類

（別紙1）単価表

（別紙2）仕様書

別紙１

（単価表）

（税抜）

汚泥引出運搬数量 １立米当たりの単価
円

別紙２

８　仕様書

仕様書

１　業務の対象

本業務の対象は、別表１「対象汚水処理施設」に掲げる本業務の発注者の賃貸住宅団地（以下「団地」という。）に設置されている汚水処理施設とする。

２　適用法令等

本業務は、この仕様書に定めるもののほか、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号、以下「浄化槽法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日厚生省令第 17 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）、その他関係法令により実施するものとする。

３　業務の内容

受注者は、別表１に掲げる汚水処理施設について、浄化槽法第２条第４項に定められた浄化槽の清掃又は余剰汚泥の引出を行うものとする。また、浄化槽内から生じた余剰汚泥及びスカム等を産業廃棄物処理法に基づき、市町村等が設置する処理施設へ適正に運搬するものとする。

４　業務の実施

(1)　業務実施日

業務の実施は、別途通知する汚水処理施設の保守点検業務受託者が指定する日時に行うものとする。

(2)　余剰汚泥等の引出及び運搬

①　余剰汚泥等の引出は、環境省関係浄化槽法施行規則第３条の技術上の基準に基づき行うものとする。

②　引出された余剰汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条に規定される一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準に基づき行うものとする。

(3)　業務の実施時間等

受注者は、原則として発注者の就業時間内に業務を実施するものとし、月曜日

から土曜日において行うものとする。但し、緊急事故対応、応急処置等を施す業務の実務時間については、この限りではない。

なお、緊急事故対応は緊急通報を受けた時点より速やかに担当者が現地へ到着、対応するものとする。

(4)　保安用具等の整備、着用

受注者は、労働安全衛生規則に基づき保安用具等の整備、着用のうえ、業務を実施するものとする。

(5)　遵守事項

汚水処理施設の保守点検業務受託者と連携を図りながら業務を実施するものとする。

5　安全対策

受注者は、業務に従事する者以外の立入りを防ぐ措置及び危険箇所の危険表示等について、発注者の指示により防護処置を行うものとする。

6　応急措置等

受注者は、業務実施にあたり、非常事態が発生した場合は、ただちに作業を中止し、応急措置を講じるとともに、発注者に報告するものとする。

7　業務の報告

(1)　受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出すること。なお、様式は任意とする。

イ　業務実施責任者及び業務従事者の通知

ロ　緊急時連絡体制表

(1)　受注者は、余剰汚泥引出及び運搬処分の報告を毎月月末締めとして、翌月 10 日までに別添様式１「余剰汚泥引出月報」により発注者へ報告するものとする。

なお、安全上、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに発注者に報告するとともに、その対応等について指示を受けるものとする。

以　上

別表１

１　対象汚水処理施設

団地名	東坂戸
住所	埼玉県坂戸市東坂戸（一～二丁目）
装置の方式	標準活性汚泥方式
汚泥引出箇所	当該施設内
汚泥引出頻度	月 6～8 回程度
し渣除去頻度	汚泥貯留槽等の余剰汚泥引出時に同時に実施

２　平成２７年汚泥引出等実績　（単位：立米）

1 月	２月	3 月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
60	60	70	70	70	80	80	80	80	70	60	60

様式１

平成〇年〇月〇日
株式会社〇〇〇
機構　太郎

余剰汚泥引出月報

平成〇年〇月度の余剰汚泥引出実績について報告致します。

記

１　余剰汚泥の引出について

回数	実施月日	実施者氏名	車両番号	最大積載量	車両台数	引出量
１	□月□日	UR　花子	××－▲▲	○●トン	☆台	△□立米

以　上

９　提出書類一覧

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　住宅経営部
西埼玉住宅管理センター
　　所長　吉原　護　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成 28 年 7 月 4 日付で公示のありましたＵＲ賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥引出及び運搬処理業務（東坂戸団地）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　会社概要書　：様式２
２　浄化槽法第 35 条に規定される浄化槽清掃業許可通知の写し
　（埼玉県坂戸市から受けた許可証のみ）
３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定される一般廃棄物処理業の許可通知の写し

（様式２）

会　社　概　要　書

<table>
<tr><td colspan="2">称号又は名称、代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設　立　年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">本
店</td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号
（ＦＡＸ）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">最寄りの支店
営業所</td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号
（ＦＡＸ）</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号
（ＦＡＸ）</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号
（ＦＡＸ）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">独立行政法人都市再生機構東日本地区
（平 27・28 年度）
（役務提供）
競争参加資格物品購入等登録番号</td><td>登録番号：</td></tr>
</table>

注）会社案内等を添付してください。